

林業公社の現状と課題

平成25年9月

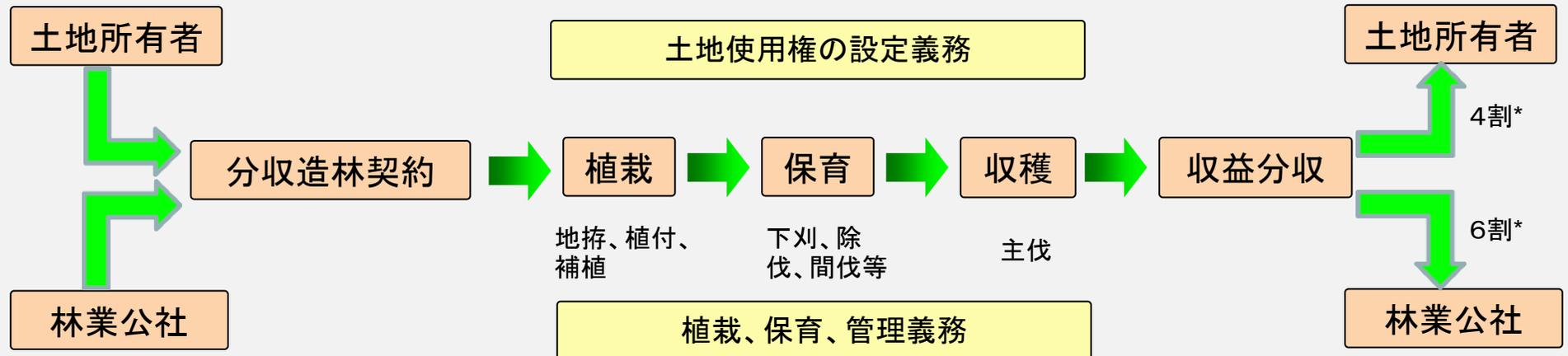
林野庁整備課

林業公社と分収造林契約

- 林業公社は、森林所有者による適正な整備が困難な森林について、分収造林契約によって造林を推進するため、昭和40年代を中心として都道府県によって設立された公益法人。
- 現在、31の都府県に33の公社が存在。
- これら公社は、これまでに約40万haの森林を造成し、森林の多面的機能の発揮、地域の雇用の創出などに寄与。

分収造林契約とは

森林所有者が土地を提供し、林業公社がその土地に植栽、保育等を行い、伐採時に木材収入を分収することを約した契約。

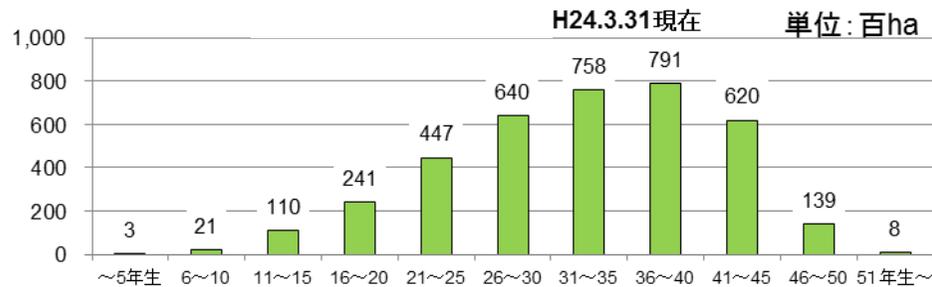


※一般的な分収割合

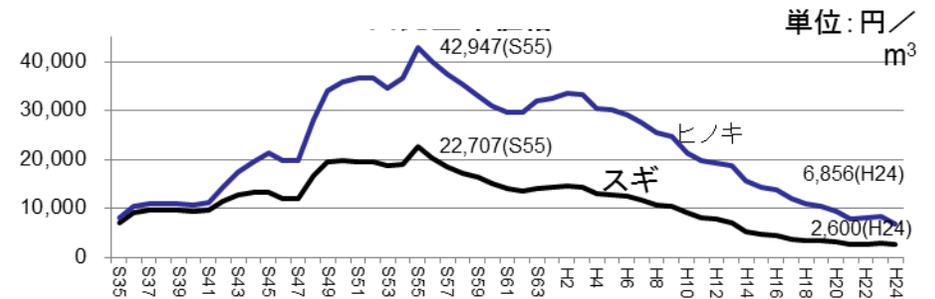
林業公社の経営状況

- 林業公社は、造林地の多くが伐採時期に至らない中、木材価格が低下したことなどから、その経営状況は、森林造成に係る借入金の累増等により総体として厳しい状況。
- 個々の公社をみると、事業規模、資金調達方法、都府県の支援の状況などが様々であり債務状況は公社によってまちまち。一方、公社に資金貸付等を実施している都府県では、地方財政規律の強化を求められる中、将来の負債が地方財政に与える影響を懸念。

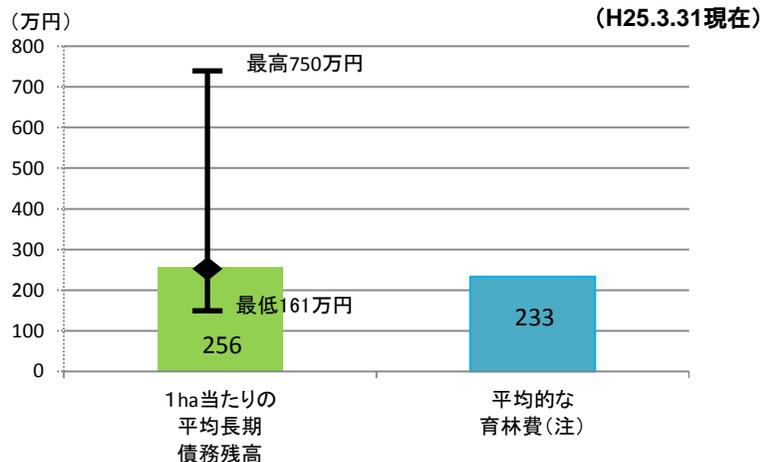
分収造林地の年齢構成



立木価格の推移

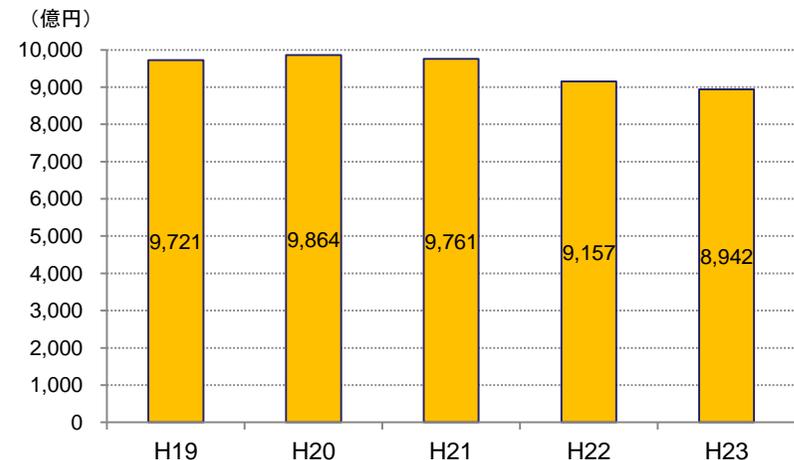


林業公社における1ha当たりの長期債務残高



注: 50年のスギ人工林を造成するために要する費用(出典:平成18年度林業経営統計調査報告(農林水産省))

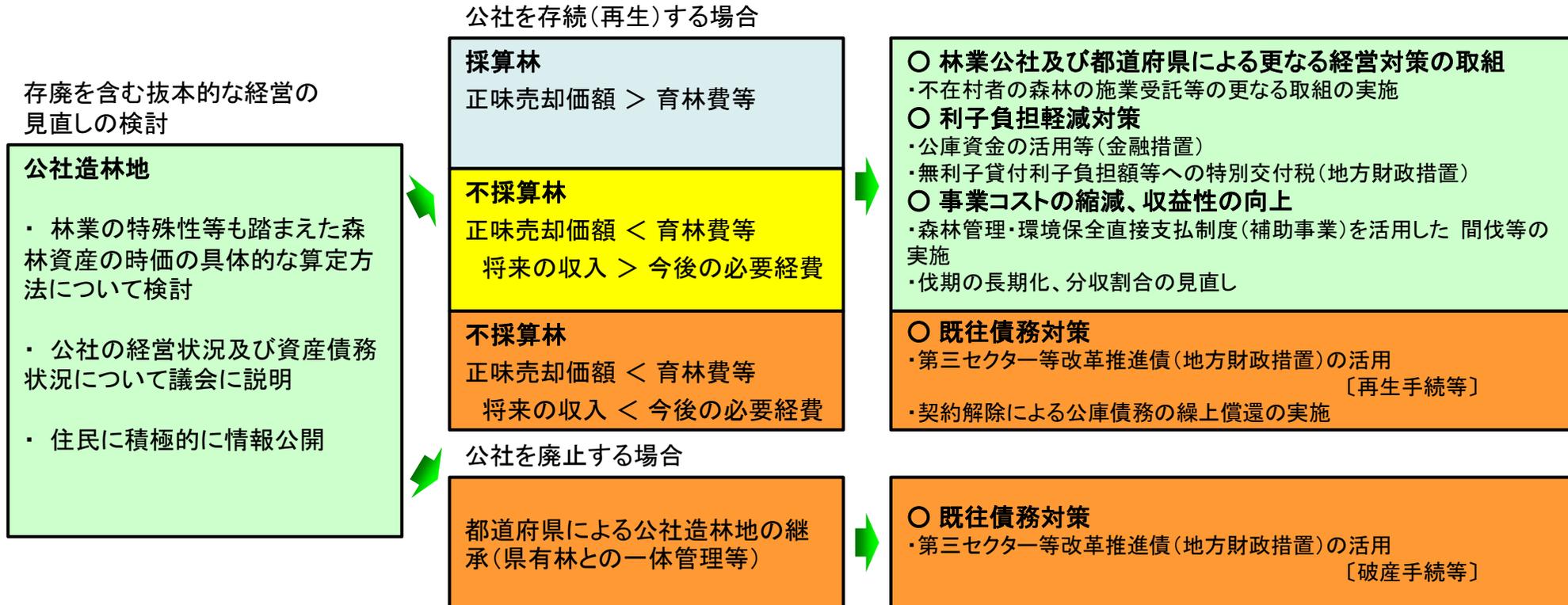
林業公社における長期債務残高の推移



「林業公社の経営対策等に関する検討会」の報告

- 平成21年に、林業公社の経営対策等を検討するため、総務省、林野庁、地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」を開催して、報告書を取りまとめ。
- 同報告書を踏まえ、都道府県及び公社においては、公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を開始する一方、国においては、補助事業、金融措置、地方財政措置によって対策を具体化。

報告書の概要(林業公社対策のあり方)



注) 正味売却価額とは、将来の収入(立木販売収入から分収交付金及び販売経費等を控除)から今後の必要経費を控除したもの。
育林費等とは、植栽経費等のこれまでに投じた費用。

これまで行ってきた林業公社対策

○ 検討会の報告を踏まえて、林野庁では、平成21年度以降、林業公社対策を積極的に実施。

検討会報告書における経営対策

平成21年度以降に行った公社対策

公社及び都道府県による更なる経営対策の取組

利子負担軽減対策

公庫債務の整理の検討

公庫資金の活用の検討

特別交付税措置の拡充(総務省)

事業コストの縮減、収益性の向上

森林整備に係るコストの縮減

収益性の向上

管理コストの縮減

不採算林を整理する場合の措置

公社を廃止する場合の措置

第三セクター等改革推進債の活用(総務省)

都道府県が公社造林地を継承する場合の措置

- ✓ 利用間伐推進資金の貸付対象に民間既往債務の借換を追加。
- ✓ 利用間伐推進資金の借入れに必要なとなる利用間伐に係る計画の認定期限を5年間延長(H25年度～H29年度)
- ✓ 従来の森林整備活性化資金(無利子資金)との併用等を通じてH23年度末時点で、H21年度末に比べ、公庫債務を約39億円圧縮し、金利を1.76%まで引き下げ。

- ✓ 森林整備事業等により、H23年には年間60億円超の国庫補助金を投入。結果、伐採収入が増加、年間90億円の事業活動収入を確保。

- ➔ ① 森林整備事業について、小面積皆伐型の助成開始、搬出材積に応じた補助単価への見直し等により、公社の収益性を向上。

- ➔ ② 森林整備事業等により、国庫補助の投入額を増加(H23年度はH21年度と比べて約1.2倍)。

- ➔ ③ 事業コストの縮減とは別に、境界の明確化、歩道整備等の管理費について、H21年度以降3年間で約53億円の国庫補助を投入。

- ➔ ④ 契約適正化の取組等に対し、過去3年間で約8億円の国庫補助を措置。これまでに約7割の契約延長を実施。

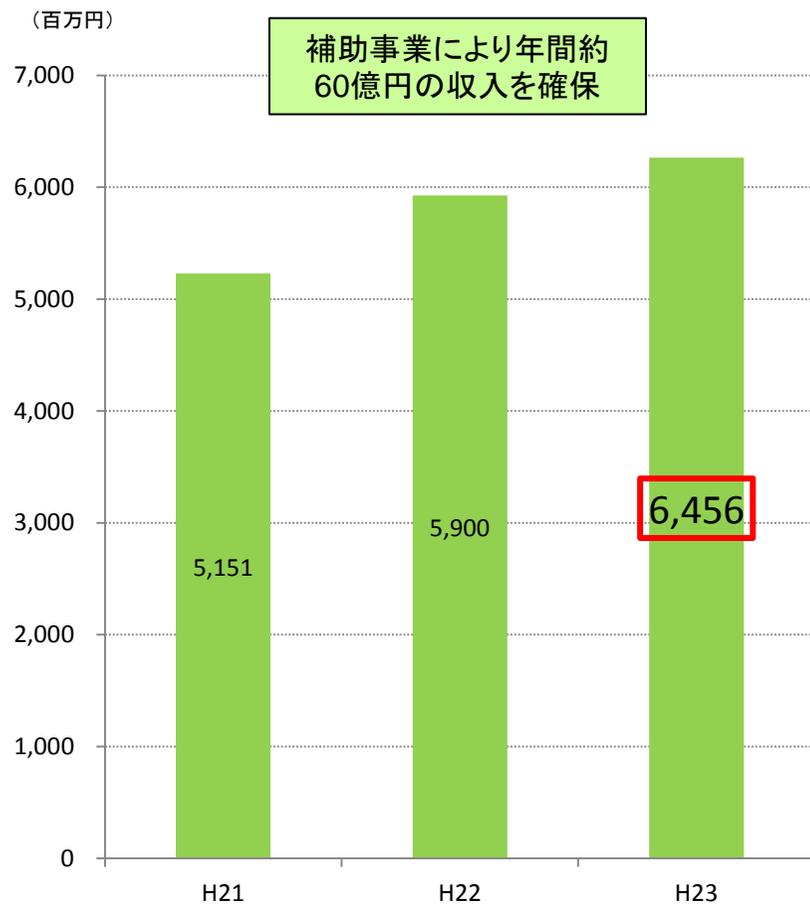
- ✓ 上記取組を引き続き実施するとともに、H25年度は、採算／不採算林等の評価のための支援。

- ✓ 三セク債の活用によりこれまでに3公社が廃止、2公社が手続中。このほか、3公社が活用する方向で検討中(このうち1公社は再生の方向で検討中)。

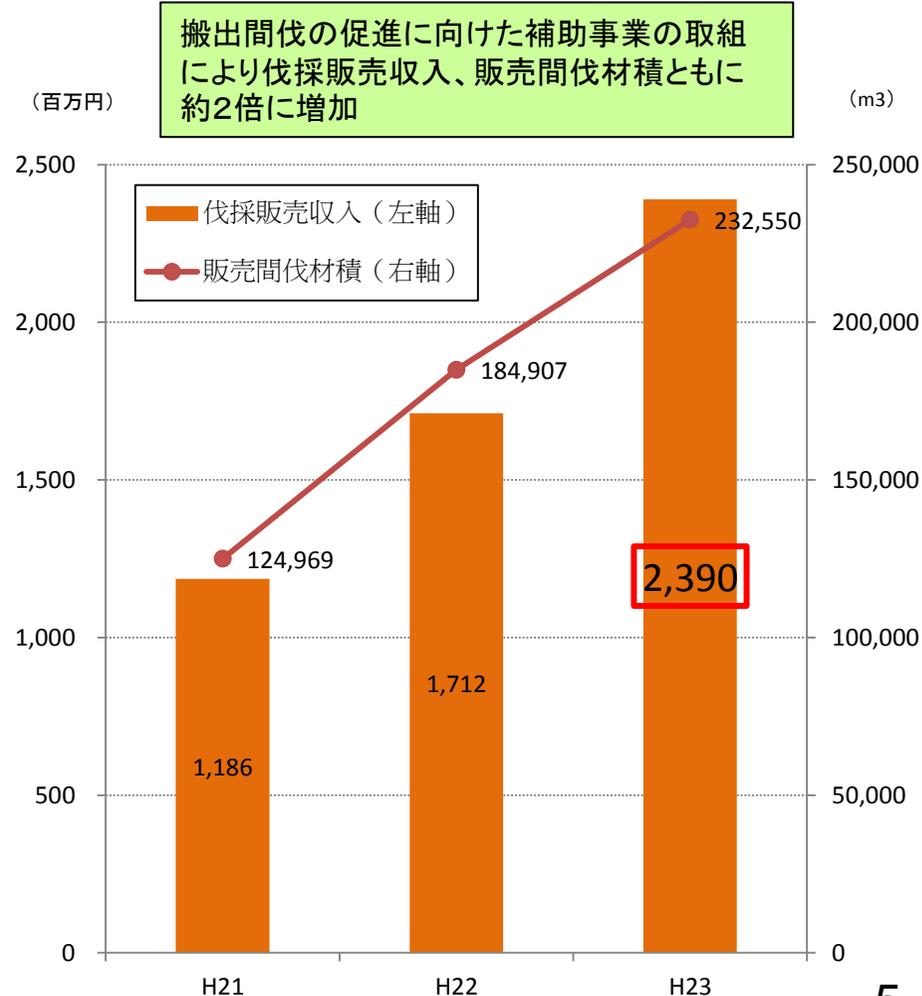
林業公社対策の成果

- 補助事業を活用した間伐等の実施により販売収入が増加し、収入源を確保。

林業公社の補助金収入



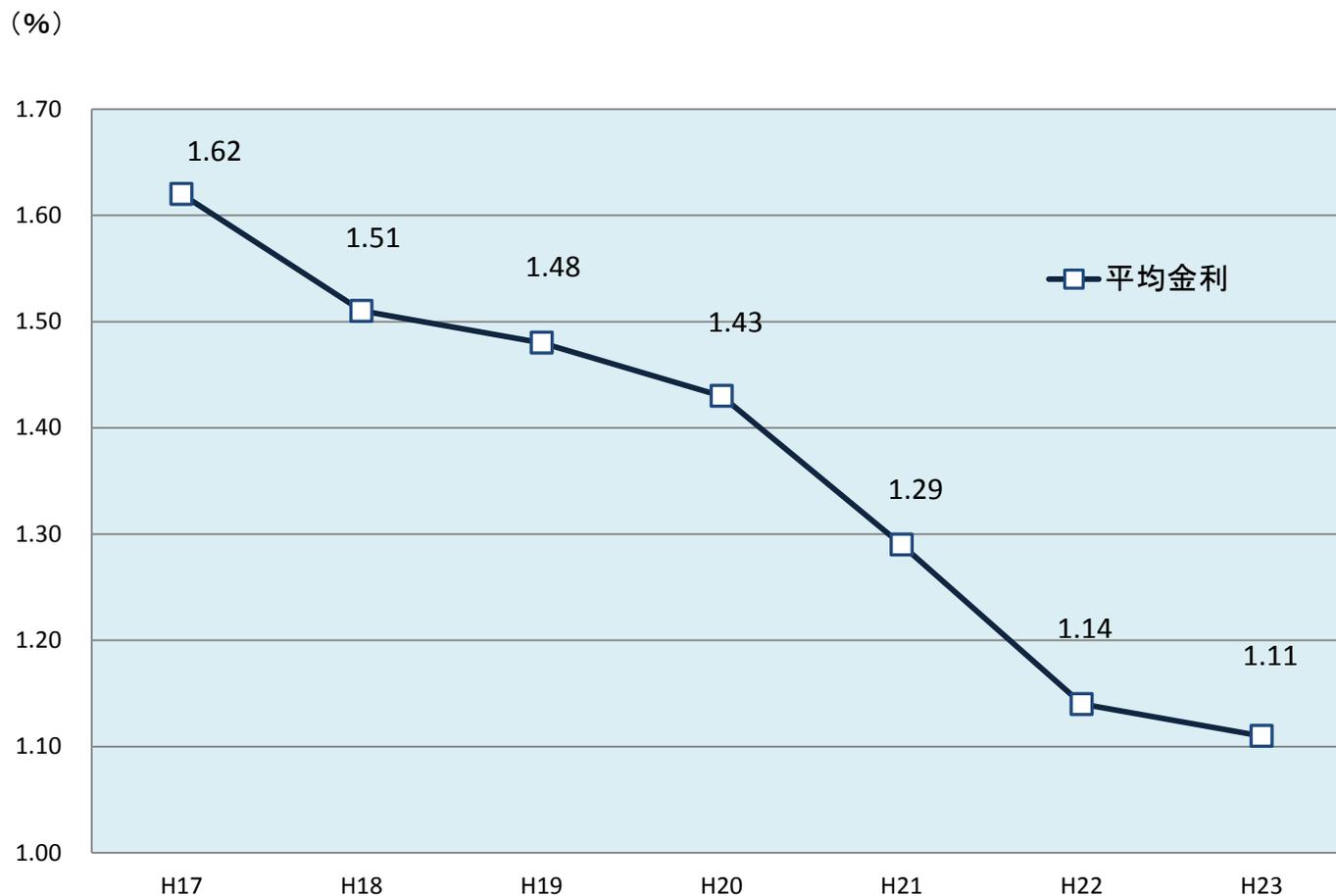
林業公社の伐採販売収入と販売間伐材積



注) 上記数量は、H23年度末時点に存在する37公社のうち、分収林事業を県に移管した1公社を除く36公社の合計数値である。

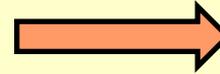
○ 府県による無利子貸付、利用間伐推進資金による借換等により公社全体の長期借入金の金利は大幅に低下

林業公社の長期借入金の平均金利（推計）の推移



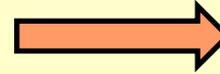
林業公社の課題

○施業の低コスト化による収支状況の更なる改善



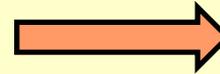
森林整備事業の更なる活用による施業の実施

○不採算林分での長伐期化や契約解除の推進



分収林契約適正化事業の更なる活用

○経営状況の悪化した公社の抜本的改革の推進



公社の廃止・再生に向けた三セク債の更なる活用



分収造林契約は契約者が多く、また、共有名義の契約もあることから、事務処理に相当の時間がかかるため、第三セクター等改革推進債の期間延長が不可欠。